

令 2 医 務 保 険 第 8 6 9 号
令和 2 年(2020 年)1 0 月 3 0 日

各診療所の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について

このことについて、厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。
については、国の通知を医務保険課ホームページに掲載しましたので御承知くださいますよう
お願いします。

○医務保険課ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/tuuti-itiran/tuuti-itiran.html>

山口県ホームページ> 組織から探す > 医務保険課 >医療機関への周知文書一覧

医療指導班 竹永 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
--